

Sanren Topics No.8

外為法と安全保障輸出管理の手続きについて 法の目的と電子申請が必要となるケースをご紹介します。

どんな法律？

高度な機械や技術が、兵器を開発している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作り、外為法で「**貨物の輸出**」と「**技術の提供**」を規制することで貿易管理に取り組んでいます。工作機械や金属粉末、プラスチックなど、**木材と食料品以外の貨物と技術情報の提供**は規制を受ける可能性のある非常に幅の広い法律となっています。

電子申請が必要なケース

①貨物の輸出時

PC、スマホなど自己使用のみの場合は申請手続き不要。

(PC内の資料を用いて他者へ技術情報を提供する場合は、技術情報について申請が必要)

主な機会

- 外国の大学や企業との国際的共同研究
- 学術研究のための研究試料の送付・持出し

具体的な行為の例

- 実験装置や自作研究機材の貸与・輸送
- ハンドキャリアでの持ち出し

②技術の提供時

ジャーナル等で公知済みの技術情報や、不特定多数が参加可能な学会での発表は申請手続き不要。
(不特定多数＝参加資格に研究者のみ・学会員のみなどの立場的な要件を設けていない学会)

主な機会

- 技術を外国籍者へ教えるとき
- 技術を国外で日本人に教えるとき
- 国際学会で論文等を発表するとき

具体的な行為の例

- 技術情報を電話やメール、USBメモリを用いて提供
- 授業、会議、打合せ
- 研究指導、技能訓練
- 研究施設の見学
- 工程説明、資料配付

③外国籍者を受け入れる時

主な機会

- 修士・博士課程で留学生を受け入れるとき
- 外国籍研究者を雇用・受け入れるとき
- 訪問・見学者を受け入れるとき

具体的な行為の例

- 大学院への応募
- 研究室へ招聘
- 研究室や研究施設の見学案内

電子申請の方法

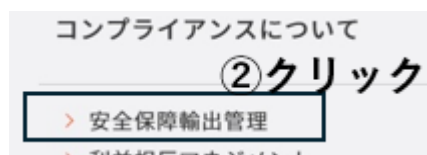
上記のケースが発生した際は下記URLにアクセス頂き
電子申請の程、何卒宜しくお願い致します。

<https://ari.gifu-u.ac.jp/gakunai/kenkyu/compliance/export.html>



東海国立
大学機構
岐阜大学
学術研究・産学官連携推進本部
Academic Research and Industry-Academia-Government Collaboration

組織・体制
研究推進
①カーソルを合わせる



②クリック

安全保障輸出管理システム
クリック

安全保障輸出管理システム

業務を選択してください

安全・保障輸出管理システム

申請する

承認する(事務局使用)

探す

各種申請へ

Workflow

ホーム フォルダ管理 ユーザー管理 個人設定 ログアウト 高林 義典 さん

新規申請 作成中文書 起案者差戻し文書

承認待ち文書 事務局差戻し文書

文書一覧 状況照会

ご不明な点がございましたら、以下担当までお問い合わせください。
研究戦略部研究安全管理課 ☒ export-control@t.thers.ac.jp